

3 解除の理由
道路用地とするため

森林づくり推進課

選告示第1号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第3項の規定により報告があったので、昭和61年選告示第66号（公職選挙法に基づく個人演説会等を開催することができる施設）の一部を次のとおり改正します。

令和2年1月20日

長野県選挙管理委員会委員長 永井順裕

表中

飯綱福祉センター	上水内郡飯綱町大字牟礼2795-5	飯綱町選挙管理委員会
飯綱町民会館	" " 大字牟礼1989	"
りんごパークセンター	" " 大字芋川181	"

を

飯綱町民会館	上水内郡飯綱町大字牟礼1989	飯綱町選挙管理委員会
りんごパークセンター	" " 大字芋川181	"

に改める。

選挙管理委員会

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和2年1月20日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友大町店

大町市大字大町4620-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

有限会社イリハチ

大町市大字大町4237

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(有)イリハチ	草間 将男	大町市大字大町4237

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(有)イリハチ	草間 繁樹	大町市大字大町4237

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(同)西友	上垣内 猛	東京都北区赤羽2-1-1
欄 幸夫	—	大町市大字大町3331
(有)カネリキ	山口 茂	大町市大字大町2261-1
築地 広彰	—	大町市大字大町4092
(株)ブーランジュリー横浜	久松 貴弘	長野市青木島綱島505

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(同)西友	リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドス	東京都北区赤羽2-1-1
欄 幸夫	—	大町市大字大町3331
(有)カネリキ	山口 茂	大町市大字大町2261-1
築地 広彰	—	大町市大字大町4092
(株)ブーランジュリー横浜	久松 貴弘	長野市青木島綱島505

4 変更した年月日

平成27年7月25日ほか

5 届出年月日

令和元年12月2日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県北アルプス地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和2年1月20日から令和2年5月20日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県北アルプス地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和2年1月20日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友松川店

北安曇郡松川村字東川原5723-11ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(同)西友	上垣内 猛	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(同)西友	リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー	東京都北区赤羽2-1-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(同)西友	上垣内 猛	東京都北区赤羽2-1-1
(有)内川薬局	内川 輝雄	北安曇郡松川村7019-265

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(同)西友	リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー	東京都北区赤羽2-1-1
(有)内川薬局	内川 輝雄	北安曇郡松川村7019-265

4 変更した年月日

平成31年3月15日

5 届出年月日

令和元年12月2日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県北アルプス地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和2年1月20日から令和2年5月20日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県北アルプス地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和2年1月20日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友茅野横内店

茅野市ちの字本田2622-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(同)西友	上垣内 猛	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(同)西友	リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー	東京都北区赤羽2-1-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(同)西友	上垣内 猛	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(同)西友	リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー	東京都北区赤羽2-1-1

4 変更した年月日

平成31年3月15日

5 届出年月日

令和元年12月2日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県諏訪地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和2年1月20日から令和2年5月20日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県諏訪地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和2年1月20日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友諏訪城南店

諏訪市上川2-2061ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(同)西友	上垣内 猛	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(同)西友	リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドス	東京都北区赤羽2-1-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(同)西友	上垣内 猛	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(同)西友	リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドス	東京都北区赤羽2-1-1

4 変更した年月日

平成31年3月15日

5 届出年月日

令和元年12月2日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県諏訪地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和2年1月20日から令和2年5月20日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県諏訪地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和2年1月20日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友諏訪湖南店

諏訪市湖南南真志野3585-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)西友	エドワード・ジェームズ・カレッジ スキー	東京都豊島区東池袋3-1-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(同)西友	リオネル・アルベール・ジェイ・デ スクリー・ドゥ・マレドース	東京都北区赤羽2-1-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)西友	エドワード・ジェームズ・カレッジ スキー	東京都豊島区東池袋3-1-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(同)西友	リオネル・アルベール・ジェイ・デ スクリー・ドゥ・マレドース	東京都北区赤羽2-1-1

4 変更した年月日

平成31年3月15日ほか

5 届出年月日

令和元年12月2日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県諏訪地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和2年1月20日から令和2年5月20日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県諏訪地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和2年1月20日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友富士見店

諏訪郡富士見町落合字一ノ沢10059-2ほか

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

- 3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(同)西友	上垣内 猛	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(同)西友	リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドス	東京都北区赤羽2-1-1

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(同)西友	上垣内 猛	東京都北区赤羽2-1-1
(株)ヤナギヤ	柳沢 茂	松本市大字島内4660
(株)プラザクリエイトストアーズ	大島 康広	東京都中央区晴海1-8-10
(株)ナガタ	永田 滋弘	諏訪市四賀飯島2323
(株)ミツワ	古屋 真一	諏訪郡富士見町落合9984
植松 由浩	—	諏訪郡富士見町落合10007
吉田 義治	—	諏訪郡富士見町落合9771-53
(株)シモクラ	下倉 友男	諏訪郡富士見町富士見4654
小林 貞子	—	諏訪郡富士見町富士見1858
三好種子(株)	三好 種子	諏訪郡富士見町富士見3590
(有)今井書店	今井 千浩	茅野市中町4-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(同)西友	リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドス	東京都北区赤羽2-1-1
(株)ヤナギヤ	柳沢 茂	松本市大字島内4660

(株)プラザクリエイトストアーズ	大島 康広	東京都中央区晴海1-8-10
(株)ナガタ	永田 滋弘	諏訪市四賀飯島2323
(株)ミツワ	古屋 真一	諏訪郡富士見町落合9984
植松 由浩	—	諏訪郡富士見町落合10007
吉田 義治	—	諏訪郡富士見町落合9771-53
(株)シモクラ	下倉 友男	諏訪郡富士見町富士見4654
小林 貞子	—	諏訪郡富士見町富士見1858
三好種子(株)	三好 種子	諏訪郡富士見町富士見3590
(有)今井書店	今井 千浩	茅野市中町4-1

4 変更した年月日

平成31年3月15日

5 届出年月日

令和元年12月2日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県諏訪地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和2年1月20日から令和2年5月20日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県諏訪地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和2年1月20日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友岡谷北店

岡谷市赤羽3-7658-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(同)西友	スティーブン・ヘイズ・デイカス	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(同)西友	リオネル・アルベール・ジェイ・デ スクリー・ドゥ・マレドス	東京都北区赤羽2-1-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(同)西友	スティーブン・ヘイズ・デイカス	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(同)西友	リオネル・アルベール・ジェイ・デ スクリー・ドゥ・マレドス	東京都北区赤羽2-1-1

4 変更した年月日

平成31年3月15日

5 届出年月日

令和元年12月2日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県諏訪地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和2年1月20日から令和2年5月20日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県諏訪地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和2年1月20日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

シルクシティおかや

岡谷市天竜町1-3584ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

諏訪倉庫株式会社

岡谷市郷田1-3-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
諏訪倉庫(株)	牛山 英一	岡谷市郷田1-3-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
諏訪倉庫(株)	小宮山 英利	岡谷市郷田1-3-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(同)西友	スティーブン・ヘイズ・デイカス	東京都北区赤羽2-1-1
(有)ヌーベル梅林堂	中村 文明	岡谷市本町3-8-40
吉村 大佑	—	岡谷市山下町2-6-5
武井 雅子	—	岡谷市東銀座1-12-21

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(同)西友	リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドス	東京都北区赤羽2-1-1
(有)ヌーベル梅林堂	中村 文明	岡谷市本町3-8-40
吉村 大佑	—	岡谷市山下町2-6-5
武井 雅子	—	岡谷市東銀座1-12-21

4 変更した年月日

平成31年3月15日ほか

5 届出年月日

令和元年12月2日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県諏訪地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和2年1月20日から令和2年5月20日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県諏訪地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室**公告**

県営中野西部地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求することができます。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県知事を被告として、この処分の取

消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

令和2年1月20日

長野県知事 阿部 守一

1 縦覧に供する書類

県営中野西部地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

令和2年1月21日から令和2年2月18日まで

3 縦覧の場所

中野市役所

農地整備課

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告を行った日

令和元年11月7日

会計課

公告

県営永田地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求をすることができます。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県知事を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

令和2年1月20日

長野県知事 阿部 守一

1 縦覧に供する書類

県営永田地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

令和2年1月21日から令和2年2月18日まで

3 縦覧の場所

中野市役所

農地整備課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

令和2年1月20日

長野県警察本部長 伊藤 泰充

1 落札に係る調達產品等の種類及び数量

警察署等（長野中央警察署以下30施設）で使用する電気

予定契約電力2,344kW及び予定使用電力量6,816,447kWh

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

(1) 名称 長野県警察本部警務部会計課

(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692番地2

3 落札者を決定した日

令和元年12月18日

4 落札者の名称及び所在地

(1) 名称 中部電力株式会社

(2) 所在地 愛知県名古屋市東区東新町1番地

5 落札金額

114,052,642円